原子力災害避難者の方への宿泊助成を実施しています

１　対象となる方

原子力災害により、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村から避難し、現在、仮設住宅や借り上げ住宅等に居住されている方が対象となります。

２　宿泊時にご提示いただく書類等

受付において、罹災証明書及び運転免許証又は健康保険証をご提示いただき、助成対象者の確認をさせていただきます。

３　対象となる宿泊目的

次に掲げる宿泊目的の場合とし、出張や観光目的でのご利用は対象外とさせていただきます。

(1) 地域コミュニティ維持の活動のための宿泊
(2) 家族・親族・友人等との交流のための宿泊

具体例

①　町内会・自治会等の役員会、総会等への参加
　（ただし、漁業協同組合、農業協同組合等の役員会、総会等への参加は対象外です。）
②　運動会、お祭り、各種イベントへの参加
③　冠婚葬祭への参加
④　地域の伝統文化の継承を目的とした事業への参加

４　貸出対象の宿泊室

４０１号室から４１１号室としますが、既に他の予約が入っている場合など、お断りする場合があります。（連続の宿泊は２泊まで）

５　実施期間

２０１９年４月１日から２０２０年３月３１日まで実施します。

６　宿泊料金

１人で宿泊：１泊３，０００円（通常料金：4,300 円）
２人以上で宿泊：１人１泊２，６００円（通常料金：3,900 円）

連絡先
福島県男女共生センター　企画調査課
福島県二本松市郭内一丁目１９６－１℡：0243-23-8303　Fax：0243-23-8314